

プレスリリース

年 月 日  
農 林 水 産 省  
[ ○ ○ 県 ]

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の  
（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇鶏（採卵鶏、肉用鶏、種鶏） 飼養羽数 〇〇羽

2 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜と判定しました。

### 3 今後の対応

農林水産省は、本日の鳥インフルエンザ対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4 その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員 〇〇

あなたが所有する（管理する）次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26 年法律第166号）第16条第1 項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3 年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1 項及び第2 項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

移動制限除外証明書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生  
所家畜防疫員〇〇

あなたが所有する（管理する）次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の発生に伴う、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報：令和〇年〇月〇日に〇〇県〇〇市で発生が確認された高病原性（低病原性）鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等： 初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物  
その他（ ）
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所（移動元）：
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所（移動先）：

（留意事項）

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両（初生ひな以外は密閉容器等による代替可）を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

(別記様式 9)

受 領 書

年 月 日

分任物品監理官 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の鳥インフルエンザ予防液及び譲与  
指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 鳥インフルエンザ予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 ( ドース)

## 鳥インフルエンザ予防液使用報告書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名

年 月 日に譲与を受けた鳥インフルエンザ予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

## 記

1 受領数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

2 使用数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

3 残 数 量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

(
 うち処分数量 型 (ロット番号)  
 処分理由： 本 (ドース)
 )

4 返還数量 型 (ロット番号)  
本 (ドース)

## 5 注射実施状況

| 実施市町村名 | 実施時期            | 注射羽数             |     | 備 考<br>(注射反応等) |
|--------|-----------------|------------------|-----|----------------|
|        |                 | 家きんの種類           | 羽 数 |                |
|        | 月 日<br>～<br>月 日 | 肉用鶏<br>採卵鶏<br>種鶏 |     |                |
|        |                 |                  |     |                |
| 県 計    | 月 日<br>～<br>月 日 | 肉用鶏<br>採卵鶏<br>種鶏 |     |                |

※ 家畜保健衛生所において、農場の名称又は所在地、使用者、接種家畜リスト等について記載した個票を備えておくこと。

※ 鳥インフルエンザ予防液を処分する際には、その型、本数が分かる写真を撮り、本報告書に添付すること。

事務連絡  
年 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課  
家畜防疫対策室長 殿

都道府県〇〇部〇〇課〇〇

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家きん  
集合施設の開催等の制限の対象外について（協議）

このことについて、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する  
特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）第10の4の（2）の要件を確認  
し、移動制限区域内の液卵加工場を事前に対象外措置とすることについて、下記の通り協  
議します。

#### 記

#### 1 対象施設

住 所：  
施設名：

#### 2 協議内容

高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定され  
る移動制限区域内に対象施設が入った場合、防疫指針第10の1に示す「家きん集合  
施設の開催等の制限」の対象外とする。

#### 3 対象外とする為の措置

- （1）防疫指針第10の4の（2）に示す GP センター等の再開の要件及び再開後の  
遵守事項について、同等以上の措置が講じられていることを事前調査※し、ウイ  
ルス拡散の可能性がないことを確認する。
- （2）当該施設が実際に移動制限区域に位置した場合は、再度電話連絡等により、原  
卵の受入及び消毒対応状況等について確認する。

#### 4 添付資料

GP センター等の再開の要件及び再開後の遵守状況の確認資料

※毎年5月から9月末まで1回は立入検査により当該状況を確認すること。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザモニタリング実施成績

都道府県名  
令和 年 月 分

| 検体<br>番号       | 検体 | 採取年月日    | 採取地<br>(市、<br>郡) | 週齢 | 性別 | 用途   | 家きん<br>舎構造 | 飼養形<br>態 | AGP抗体<br>検査 | HAウイルス<br>分離 | ND-HI<br>試験 | 備考 |
|----------------|----|----------|------------------|----|----|------|------------|----------|-------------|--------------|-------------|----|
| (記入例)<br>A-001 | 血清 | 2019/9/9 | 〇〇市              | 10 | 雌  | 採卵用鶏 | 解放         | ケージ      | +           |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
|                |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |
| 合計             |    |          |                  |    |    |      |            |          |             |              |             |    |

記入例

用途別：採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（具体的に記入）

家きん舎構造：解放、無窓、その他（具体的に記入）

飼養形態：ケージ、平飼い、その他（具体的に記入）

AGP抗体検査：＋、－

ウイルス分離：＋、－

※野鳥に関するモニタリング実施成績については、用途欄に野鳥の種類を記入する。